

## 横手市ハンズオン支援プログラム業務委託 仕様書

### 1 件名

本事業の件名は、「横手市ハンズオン支援プログラム業務委託」とする。

### 2 目的

本市の人口は、2026年（令和8年）5月末現在77,907人であり、2040年（令和22年）には約5万9千人になると推計され、その要因として出生率の低下と若者の県外転出が挙げられている。

こうした状況を踏まえ、本業務は、横手市内の都市再生整備計画区域において、新たな事業を自ら創出し「地域の中心となる起業家」を増やすため、起業に興味はあるが一步踏み出せない市民に対して地域特有の不安を解消しつつ事業開始の実現を支援し、創業間もない事業者に対しては事業拡大・収益向上を支援して稼ぐ仕組みを構築することで、参加者が自ら事業計画を立てトライアル実践を重ね、駅前や近隣の空き店舗・空きオフィスを活用する創業者や将来的なまちづくりのキープレイヤーとなる人材の輩出・育成を図り、市内での起業を力強く後押しするプログラムを開催するものである。

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

### 4 業務内容

(1)「横手まちなかトライアル起業プログラム」（ハンズオン支援プログラム）の立案及び実施

(ア) 対象者 横手市内で起業に興味のある方、創業して間もない方（創業後3年以内）、中心市街地での事業展開・拡大などの第二創業を考えている個人（主婦・会社員・学生・個人事業主など）。

(イ) プログラム募集人数 5名～20名程度

参加者の選定にあたっては公募の上、横手市商工労働課と協議の中で決定すること

(ウ) トライアル実践（販売会） 2回以上実施すること

(エ) 内容 短期間（3～4か月程度）で起業家に必要な知識を習得するとともに、「計画・実行・検証・改善（PDCA）」を回しながら事業アイデアを磨き、トライアル起業を専門家の伴走支援を受けながら行うもの。

#### ①事業計画書講座

事業計画書の作成方法、地域特性や地域資源、市場分析について講義すること

#### ②ブランディングデザイン等の講座

対象者自身、商品やサービスの発信や消費者への訴求、他社との差別化を目的としたブランディングデザイン等の講義をすること

#### ③マーケティング・販促講座

SNS や各種メディアを活用した情報発信、広告基礎など参加者の特性に沿った SNS や各種メディアへの効果的な発信支援について講義を行い、参加者の段階に応じて、発信支援を行うこと。販路開拓や販路拡大の支援を行うこと

④商品・サービスなどの改善

メンターによる事業段階に応じた個別コンサルテーション（伴走型支援）を行うこと

⑤トライアル実践（販売会）

ニッパツY2ぶらざ及び横手市都市再生整備計画区域内で試験販売などを行うこと

⑥事業計画の見直し（伴走型支援）

実践やコンサルテーションなどから事業計画書の修正を行うこと。収支予測や資金調達を含めた、将来の起業に向けた行動計画や事業計画を作成すること。創業済の参加者に対しては状況に応じた支援を行うこと

⑦最終成果発表とネットワーキング

トライアル起業プログラムを通じた各参加者の成果発表会を、商工業関係者を招き開くこと

⑧伴走型起業・経営支援

支援対象者の経営課題解決に向けて「自走式」で課題解決ができる様、当事者主体で課題を定義し解決できる力を身に付けることができるように月に1回個別の面談にて起業や経営の支援をすること

※参加者の起業段階やレベルに応じた必要なサポートを行い、全員がすべてのプログラムを受けなくてもよい

(2) トライアル起業プログラム参加者の募集および問い合わせ対応

ア 募集

(ア) 参加者の募集をポスターやホームページ・SNS等を用い行うこと

(イ) 参加予定人数については、市に随時報告し、情報を共有すること

イ 問合せ対応

(ア) 参加者などからの問合せには適宜対応すること

ウ 広告宣伝

(ア) ホームページ、SNS、広報紙等を活用し、効果的な情報発信を行うこと

(イ) トライアル実践（販売会）については、ポスターやSNS、広報紙等を用いて市内外へ広く周知を行うこと。

- (ウ) さらなる起業家・起業希望者を市内に生み出すため、支援した起業家の取組等を新聞、テレビ、インターネット上、イベント等各種媒体で広報すること

#### エ アンケート調査

- (ア) 講義など、各回終了時に参加者へアンケート調査を必ず実施すること
- (イ) アンケートの項目等については、事前に市と協議すること
- (ウ) アンケート結果を集計し、分析をしたうえで市に報告すること

#### (3) 業務の報告

- ア 業務の進捗状況を1ヶ月に1回電子ファイル形式で商工労働課へ報告することとし、成果に関する報告会を3月の実績報告書提出時に開催すること
- イ 各起業者の活動・経営の状況及び新事業の創出や雇用の拡大に関する成果を取りまとめ、実施報告書を作成すること。実施報告書は、電子ファイル形式で作成し、紙媒体1部と電子媒体を納品すること

#### (4) 地域との連携

- 横手市創業支援事業計画にある創業支援事業者とも連携し、地域の実情に合わせた形で実施すること

#### 5 関係書類の整備

- 委託費については、その内容を明らかにするため、委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること

#### 6 その他

- (1) 受託者は、業務を行うにあたり、関係法令並びに市の条例及び規則を遵守すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたり、実施体制を整備し、確実に履行すること。
- (3) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合は、市と事前協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (4) 受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (5) 受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益

のために利用することはできない。業務終了後も同様とする。

- (6) 受託者は、契約の履行にあたり、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。
- (7) 受託者は、業務を行うにあたり、故意又は過失によって市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 本業務の委託料は、業務完了後に完了検査を合格した後、受託者からの請求により支払うものとする。
- (9) 本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が生じた場合は、市及び受託者が協議して決定するものとする。